

Bizストレージ ファイルシェア契約規定【現改比較表】 2025年8月19日現在

～2025年8月18日

2025年8月19日～

第1章～4章（略）

第1章～4章（略）

【附則（令和7年7月30日C A S 2 サ000400013917-01号）】

1 この改訂規定は、令和7年8月19日から実施する。

2 令和7年8月19日から令和7年12月28日までの間に、当社が別途指定する方法により、お手軽導入プラン（1GBに係るものに限る。）の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和8年1月30日までにその利用が開始されたときは、そのサービス開通月の翌月と、その翌々月（以下「無料キャンペーン期間」という。）について、利用料金を適用しない。

3 本附則2項に基づき当社が提供する本サービスの最低利用期間は、無料キャンペーン期間を満了した月の翌月1日から起算して3ヶ月間とする。

4 本附則3項に定める最低利用期間開始日までに契約品目の変更（URL変更、サイト名称・ロゴの変更を含む）があった場合は、本附則2項にかかわらず、その変更日の翌月1日から本規定に基づき当該サービスの利用料金の支払いを要するものとする。この場合、その変更日の翌月1日を本附則3項に定める最低利用期間開始日とする。

5 この改訂規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとする。

6 この改訂規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとする。

（令和7年8月19日）

